

候間、此度者御直捌に相成、夫々御役人交易場に罷在、取揃候筈候、扱此御仕法御救ひの故とは申ながら、猥に弛め候而は、不宜候間、交易之極めは、やはり是迄之姿に居置、升目秤目等不足に無之、并惡敷品等不相渡、聊以不正之筋無之様、精々吟味致し、夷ども相歡び、稼方出精いたし候様可取計候、右體交易方正しく相成候に付而は、追々出荷物等も相増可申候得共、今度之御趣意會以御益を謀り候儀にて者無之候間、其所に目をつけず、只々夷人ども潤候儀、專要之目當に致し取計可申候、

一 往々者耕作之道を教へ、穀食を以命をつなぎ候事を覺させ、漸々本邦之風儀に教育可致事、

但耕作之道、未整之内とても、成べき丈連々に肉食に遠ざかり、穀食を仕習ひ候様教へ置、穀食は肉食よりは尊きものと申譯を、能々得道可爲致置候、左候得者、追日農事を施し候節、格別進み方宜敷、成功揃行可申候、此段兼而相合可取扱候、

一 此度之御趣意難有段、銘々に説聞せ可申は、勿論に候得ども、必其言を實と違ざる様可取扱儀、第一に候、渠等者邊鄙之夷狄にて、其性却而誠實に可有之候間、聊たりとも偽を施し、本邦は無實の國風之様に存込候得ば、先入主と成候而、以之外服從之妨に相成候、此所專要に心かけ、實意を以示し可申候、

一 夷人共人足其外に遣ひ候節、賃米之儀、別紙定之通、遠近に隨ひ、少しも無間違相渡、聊も疑惑を生じ不申候様可取扱候、尤其内にも働格別之者は、賃米之外も少々づゝも品物なりとも指遣候歟、又は酒飯を給させ候歟、其時宜によりて取計ひ、功を賞し可遣候、乍去姑息に流れ不申様、勘辨致し、己々が働きの甲乙によつて、御恩澤厚薄有之譯を能々知らしめ、銘々其職に進み稼方出精致候様可取計候事、

一 夷人ども日本詞遣ひ候事、制禁之由に候得共、此度御用地の内は、其禁を相止、専ら和語を遣ひ